

保護者各位 (2号・3号認定)

松前町長 岡本 靖



令和4年度施設型給付費の相当額 について (お知らせ)

保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本園の活動に格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、本園に入園する際に、お住まいの自治体から施設型給付費の支給認定を受けることになりました。この施設型給付費は、保育を受けるために要する費用を自治体が保護者の皆様へ支給し※1、保育料と合わせて施設にお支払いいただくものですが、本町の町立保育所の利用につきましては、保護者負担の保育料のみお支払いいただくことになっておりますので、施設型給付費の支給はありません。ただし、新制度の趣旨に則り、施設型給付費に相当する額を保護者様にお知らせします。

※1 私立施設を利用する場合の施設型給付費は、保護者の皆様に代わって施設が代理受領しています。

【施設型給付費 (相当額) の算定方法】

- ① 令和4年度の入園期間を確認します。
- ② 入園期間の「1人当たりの保育に要する費用の額」の区分に記載されている額を合計します。【A】
(月途中入退園の場合、該当月の額を25日で除して入園日数(25日以上の場合は25日)を乗じて10円未満切り捨て。)
- ③ 令和4年度中に納めた保育料を合計します。【B】
- ④ Aの額からBの額を控除した額が令和4年度の施設型給付費 (相当額) です。【C】

(1人当たりの保育に要する費用の額)

単位：円

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準時間(4歳以上児)	69,900	69,760	69,760	69,760	69,760	69,760	72,990	72,990	72,990	72,990	72,990	68,280
短時間(4歳以上児)	60,750	60,610	60,610	60,610	60,610	60,610	63,840	63,840	63,840	63,840	63,840	59,130
標準時間(3歳児)	85,580	85,440	85,440	85,440	85,440	85,440	88,670	88,670	88,670	88,670	88,670	83,960
短時間(3歳児)	76,430	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	79,520	79,520	79,520	79,520	79,520	74,810
標準時間(1・2歳児)	141,490	141,350	141,350	141,350	141,350	141,350	144,580	144,580	144,580	144,580	144,580	139,870
短時間(1・2歳児)	132,340	132,200	132,200	132,200	132,200	132,200	135,430	135,430	135,430	135,430	135,430	130,720
標準時間(乳児)	221,270	221,130	221,130	221,130	221,130	221,130	224,360	224,360	224,360	224,360	224,360	219,650
短時間(乳児)	212,120	211,980	211,980	211,980	211,980	211,980	215,210	215,210	215,210	215,210	215,210	210,500
副食費徴収免除加算	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

※年度の初日の前日における満年齢で区分しています。

※副食費が免除されている場合は免除額を含んだ額が1人当たりの保育に要する費用の額になります。

(算定式)

「1人当たりの保育に要する費用の額」の合計【A】 - 保育料【B】 = 施設型給付費 (相当額) 【C】

(備考)

お問い合わせ先

松前町 保健福祉部
 子育て・健康課 保育幼稚園係
 TEL：(089) 985-4116